（二十四）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（二十五）　国宝重要文化財等保存整備費補助金
（二十六）　被災地通学用バス等購入費補助金
（二十七）　福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金
（二十八）　福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金
（二十九）　文化芸術振興費補助金
（三十）　社会福祉施設等災害復旧費補助金
（三十一）　水道施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業に係るものを除く。）
（三十二）　保健衛生施設等災害復旧費補助金
（三十三）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助
（三十四）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（三十五）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十六）　漁港施設災害復旧事業費補助
（三十七）　漁場等復旧支援対策費補助金
（三十八）　水産基盤整備事業費補助
（三十九）　水産業共同利用施設復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四十）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四十一）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（四十二）　水産資源環境整備事業費補助
（四十三）　水産物供給基盤整備事業費補助
（四十四）　治山施設災害復旧事業費補助
（四十五）　農業・食品産業強化対策推進交付金
（四十六）　農業・食品産業強化対策整備交付金
（四十七）　農業用施設災害復旧事業費補助
（四十八）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（四十九）　農山漁村地域整備交付金
（五十）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
（五十一）　農地災害復旧事業費補助
（五十二）　農地・水保全管理支払交付金
（五十三）　林道施設災害復旧事業費補助
（五十四）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（五十五）　国内立地推進事業費補助
（五十六）　河川等災害関連事業費補助
（五十七）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（五十八）　観光関連復興支援事業費補助金
（五十九）　港湾施設災害関連事業費補助
（六十）　社会資本整備総合交付金
（六十一）　住宅施設災害復旧事業費補助
（六十二）　地域公共交通確保維持改善事業費補助
（六十三）　都市災害復旧事業費補助
（六十四）　循環型社会形成推進交付金
（六十五）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業費に限る。）

○総務省令第四十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　総務大臣　山本　早苗

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表定員の欄中「四、八三三人」を「四、六〇六人」に、「一六九人」を「一七〇人」に、「五、〇〇二人」を「四、七七六人」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の総務省定員規則（次項において「新令」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新令第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十七年九月三十日までの間	四、六五三人

○総務省令第四十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「一人」を「二人」に改める。

第五十三条の見出し中「検査監理室」の下に「及び企画官」を加え、同条第一項中「検査監理室」の下に「及び企画官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第七十五条第一項中「七人」を「六人」に改め、同条第五項中「二人」を「一人」に改める。

第百九十六条中「及び主任研究官二人」を「、主任研究官二人及び統括教授一人」に改める。

第二百一条を次のように改める。

（統括教授の職務）

第二百一条　統括教授は、研修生に対する高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（統括研究官、主任研究官及び研究官の行うものを除く。）に当たり、並びに教官及び教授の行う事務を統括する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。